



資料5

総政企第221号
平成26年10月20日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第74号
内航船舶輸送統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成26年10月8日付け国総情政第150号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



国総情政第150号
平成26年10月8日

総務大臣 殿

国土交通大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

内航船舶輸送統計調査

主管部課	国土交通省総合政策局情報政策本部 情報政策課交通経済統計調査室
事務担当者	関根 桃子 電話 03 (5253) 8348 e-mail : sekine-m23d @mlit.go.jp



申請事項記載書

1 調査の名称 内航船舶輸送統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>内航船舶輸送統計調査要綱</p> <p>1 調査の名称 内航船舶輸送統計調査</p> <p>2 調査の目的 <u>本調査は、内航船舶輸送統計（船舶による国内の貨物の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成し、わが国の交通政策及び経済政策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。</u></p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 (2) 属性的範囲 <u>【内航船舶輸送実績調査票】</u> 内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する内航輸送をする事業を営む者のうち、総トン数20トン以上の船</p>	<p>内航船舶輸送統計調査要綱</p> <p><u>昭和32年 3月20日承認 平成21年12月 1日最終変更 平成22年 4月 1日施行</u></p> <p>1 調査の名称 内航船舶輸送統計調査</p> <p>2 調査目的 <u>この調査は、内航に従事する船舶につき貨物輸送の実態を明らかにし、わが国の交通政策及び経済政策を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。</u></p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 (2) 属性的範囲 <u>船舶による貨物輸送のうち、次に掲げる輸送を除き、①内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する内航輸送をする事業を営む者のうち、総トン数20トン以上の船舶による輸</u></p>	<p>平仄を合わせるため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>平仄を合わせるため</p> <p>表現の適正化のため</p>

<p>船による輸送を行う者。</p> <p>【自家用船舶輸送実績調査票】</p> <p>内航海運業法に規定する自家用船舶による<u>内航運送</u>を行う者のうち、総トン数100トン以上の船舶による輸送を行う者。</p> <p><u>ただし、内航船舶輸送実績調査票については、次に掲げる輸送のみを行う者及び輸送を除き、自家用船舶輸送実績調査票については、次に掲げる輸送を除く。</u></p> <p>ア 港湾内における貨物の輸送（指定港間<u>（※）</u>の輸送は除く。）</p> <p>イ 輸送区間の両端又はいずれか一方が港湾でない貨物の輸送</p> <p>※ 指定港間とは、京浜港については、横浜港、川崎港及び東京港、大阪港については、大阪港及び堺港、関門港については、下関港、門司港、小倉港及び洞海港に区分した港相互間をいい、門司港、小倉港及び洞海港については、従前の港湾区域とする。</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数</p>	<p>送を行う者<u>（内航船舶輸送実績調査の対象）</u>、②内航海運業法に規定する自家用船舶による<u>貨物輸送</u>を行う者のうち、総トン数 100トン以上の船舶による輸送を行う者<u>（自家用船舶輸送実績調査の対象）</u></p> <p>ア 港湾内における貨物の輸送（指定港間※の輸送は除く。）</p> <p>イ 輸送区間の両端又はいずれか一方が港湾でない貨物の輸送</p> <p>※ 指定港間とは、京浜港については、横浜港、川崎港及び東京港、大阪港については、大阪港及び堺港、関門港については、下関港、門司港、小倉港及び洞海港に区分した港相互間をいい、門司港、小倉港及び洞海港については、従前の港湾区域とする。</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数</p>	<p>平仄を合わせるため</p>
--	---	------------------

<p>【内航船舶輸送実績調査票】 約180者（母集団数：約530者）</p> <p>【自家用船舶輸送実績調査票】 約150者</p> <p>(2) 選定の方法</p> <p>【内航船舶輸送実績調査票】 (<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出)</p> <p>内航海運業法に規定する内航運送をする事業を営む者のうちから、層化一段抽出により<u>調査対象となる事業者</u>を選定する。</p> <p><u>なお</u>、抽出による層は次のとおりとする（<u>詳細は別添1を参照</u>）。</p> <p>ア 貨物輸送量 イ 船舶の用途及び主たる品名</p> <p>【自家用船舶輸送実績調査票】 (<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出)</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>【内航船舶輸送実績調査票】 内航海運業法に規定する内航運送をする事業を営む者</p> <p>【自家用船舶輸送実績調査票】 内航海運業法に規定する自家用船舶により<u>内航運送</u>を行う者</p>	<p><u>ア</u> 内航船舶輸送実績調査 約 200事業者（母集団約 780事業者）</p> <p><u>イ</u> 自家用船舶輸送実績調査 約 150事業者</p> <p>(2) 選定の方法</p> <p><u>ア</u> 内航船舶輸送実績調査 (<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出)</p> <p><u>国土交通大臣は</u>、内航海運業法に規定する内航運送をする事業を営む者のうちから、層化一段抽出により<u>内航運送をする事業者</u>を選定する。</p> <p>抽出による層は次のとおりとする（<u>詳細別添1</u>）。</p> <p><u>(ア)</u> 貨物輸送量 <u>(イ)</u> 船舶の用途及び主たる品名</p> <p><u>イ</u> 自家用船舶輸送実績調査 (<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出)</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p><u>ア</u> <u>内航船舶輸送実績調査については</u>、内航海運業法に規定する内航運送をする事業を営む者</p> <p><u>イ</u> <u>自家用船舶輸送実績調査については</u>、内航海運業法に規定する自家用船舶により<u>自家用輸送</u>を行う者</p> <p><u>なお</u>、報告義務の履行方法</p>	<p>標本設計の見直しに伴う変更のため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>表現の適正化及び標本設計の見直しのため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>表現の適正化のため</p>
--	--	---

<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項 <u>(詳細は調査票を参照)</u></p> <p>① 船舶の属性及び用途</p> <p>② 輸送した区間及び距離</p> <p>③ 貨物形態</p> <p>④ 輸送した貨物の品名</p> <p>⑤ 輸送した貨物の重量</p> <p>⑥ 航海距離</p> <p>⑦ 燃料の種類及び消費量</p> <p>⑧ 前各号に関連する事項</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p><u>【内航船舶輸送実績調査票】</u></p> <p><u>毎月末日現在</u></p> <p><u>【自家用船舶輸送実績調査票】</u></p> <p><u>調査実施年度の前年度の1年間(4～3月)</u></p>	<p><u>は、後記7(2)による。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p><u>内航船舶輸送実績調査及び自家用船舶輸送実績調査については、次に掲げる事項について行う。</u></p> <p><u>ア 報告者の名称又は氏名及び住所</u></p> <p>イ 船舶の属性及び用途</p> <p>ウ 輸送した区間及び距離</p> <p>エ 貨物形態</p> <p>オ 輸送した貨物の品名</p> <p>カ 輸送した貨物の重量</p> <p>キ 航海距離</p> <p>ク 燃料の種類及び消費量</p> <p>ケ 前各号に関連する事項</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p><u>ア 内航船舶輸送実績調査については、毎月末日に月間調査を行う。</u></p> <p><u>イ 自家用船舶輸送実績調査については、毎年4月に前年の4月から調査年の3月までの月別を内容とする年間調査を行う。</u></p>	<p>平仄を合わせるため</p> <p>統計の作成を目的とした事項ではないため申請事項から削除</p>
<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>国土交通省－民間事業者－報告者</p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>国土交通省－民間事業者－報告義務者</p>	<p>平仄を合わせるため</p> <p>表現の適正化のため</p>

<p>(2) 調査方法 (□調査員調査 ■ 郵送調査 ■ オンライン調査 ■ その他 (FAX))</p> <p>ア <u>オンライン調査は、国土交通省オンライン申請システムのほか、電子メールも含む。FAXについては、報告者に対して郵送により調査票を配布し、FAXにより調査票を回収 (報告者が送信) する方法により行う。なお、電子メール及びFAXによる調査票の送信に当たっては、セキュリティ対策を講ずることとする。</u></p> <p>イ <u>調査票の配布等の業務を民間事業者に委託する。</u></p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><u>【内航船舶輸送実績調査票】</u></p> <p>毎月</p> <p><u>【自家用船舶輸送実績調査票】</u></p> <p>1年</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p><u>【内航船舶輸送実績調査票】</u></p> <p><u>提出期限は、調査月翌月の7日</u></p> <p><u>且</u></p> <p><u>【自家用船舶輸送実績調査票】</u></p> <p><u>提出期限は、毎年4月末日</u></p>	<p>(2) 調査方法 (□調査員調査 ■ 郵送調査 ■ オンライン調査 □ その他 ())</p> <p>ア <u>内航船舶輸送実績調査については、内航船舶輸送実績調査票 (別添2) により行う。</u></p> <p>イ <u>自家用船舶輸送実績調査については、自家用船舶輸送実績調査票 (別添3) により行う。</u></p> <p>ウ <u>調査票の配布、回収等の業務を民間事業者に委託する。</u></p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p>ア <u>内航船舶輸送実績調査</u></p> <p>毎月</p> <p>イ <u>自家用船舶輸送実績調査</u></p> <p>1年</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>ア <u>内航船舶輸送実績調査</u></p> <p><u>報告義務者は、配布を受けた調査票に所定の事項を記入し、国土交通大臣あて調査月の翌月7日までに提出する。</u></p> <p>イ <u>自家用船舶輸送実績調査</u></p> <p><u>報告義務者は、配布を受け</u></p>	<p>報告者からのFAXによる調査票の報告実態に則するため、FAXの追加</p> <p>FAXの追加に伴い、調査方法の追加</p> <p>平仄を合わせるため</p>
--	---	--

<p>8 集計事項</p> <p><u>内航船舶輸送実績調査、自家用船舶輸送実績調査についての集計事項は別添2のとおりとする。</u></p>	<p><u>た調査票に所定の事項を記入し、国土交通大臣あて4月末日までに提出する。</u></p> <p><u>なお、報告は国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)第3条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が国土交通大臣に提出されたものとみなす。</u></p> <p>8 集計事項</p> <p><u>(1) 集計事項</u></p> <p><u>内航船舶輸送実績調査、自家用船舶輸送実績調査についての集計事項は別添4のとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 集計方法</u></p> <p><u>ア 国土交通大臣は、受理した調査票を審査・整理する。</u></p> <p><u>イ 国土交通大臣は、整理した調査票又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を統計調査の製表業務に精通し、か</u></p>	<p>海上輸送及び陸上輸送の比較の可能性の向上を目的とした品目分類見直し及び内航船舶の燃料消費量の精緻な把握に資するため</p>
---	---	--

<p>9 結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p><u>「内航船舶輸送統計月報」及び「内航船舶輸送統計年報」としてとりまとめ、インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物（「内航船舶輸送統計年報」のみ）により公表する。</u></p> <p>(2) 公表の期日</p> <p><u>「内航船舶輸送統計月報」については、調査月終了後2か月以内、「内航船舶輸送統計年報」については、調査年度終了後3か月以内にそれぞれ公表する。</u></p> <p>10 使用する統計基準</p> <p><u>本調査の結果は、内航船舶に</u></p>	<p><u>つデータの機密を保持できる組織に委託して機械集計する。</u></p> <p>9 結果の公表の方法と期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p><u>国土交通大臣は、集計結果をインターネット等を利用して次のように公表する。</u></p> <p><u>ア 内航船舶輸送実績調査の月次分については、調査月の翌々月の末日までに「内航船舶輸送統計月報」により、又毎年4月から始まる1カ年間についての年次分については、調査年の6月末日までに「内航船舶輸送統計年報」により公表する。</u></p> <p><u>イ 自家用船舶輸送実績調査については、毎年4月から始まる1カ年間についての年次分を調査年の6月末日までに「内航船舶輸送統計年報」により公表する。</u></p> <p>(2) 公表の期日</p> <p><u>月 報 調査月の翌々月の末日</u></p> <p><u>年 報 調査年の6月末日</u></p> <p>10 使用する統計基準</p> <p><u>この調査の結果は、内航船舶</u></p>	<p>平仄を合わせるため</p> <p>平仄を合わせるため</p>
--	--	-----------------------------------

<p>よる貨物輸送の実態を明らかにするため、船舶用途別、品目別等輸送量並びに燃料消費量の表章を行うことから、統計基準を使用しない。</p>	<p>輸送の実態を明らかにするため船舶用途別、品目別等に表章を行うことから、統計基準を使用しない。</p>	<p>表現の適正化のため</p>
<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>(1) 調査票の保存期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入済み調査票：2年 ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年 <p>(2) 保存責任者</p> <p>国土交通大臣</p>	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>(1) 調査票の保存期間は、2年とする。</p> <p>(2) 集計表の保存期間は、5年とする。</p> <p>(3) 調査票情報及び集計表を収録した電磁的記録は、永年保存とする。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)までの調査票等については、国土交通大臣が保存する。</p>	<p>平仄を合わせるため</p>
<p>12 立入検査等の対象とすることができる事項</p> <p>当該事項無し</p>	<p>12 立入検査等の対象とすることができる事項</p> <p>当該事項無し</p>	